

京都市男女共同参画推進会議運営要綱

制 定 昭和56年4月25日
最終改正 令和8年4月1日

(運営)

第1条 この要綱は、京都市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の運営手続に関し、京都市男女共同参画推進会議規則（以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 規則第2条第2号に定める担当局長は、財政担当局長及び健康長寿のまち・京都推進担当局長とする。

2 規則第2条第11号に定める本市関係職員は、会計管理者、都市経営戦略監、企画監、危機管理監、産業・文化融合戦略監、文化芸術政策監、まちづくり政策監、国際政策監、デジタル化戦略監、観光政策監、木の文化・森林政策監及び監察監とする。

(幹事会)

第3条 規則第5条第3項に定める幹事は、別表に掲げる者とする。

2 幹事会に、男女共同参画に関する庁内会議（以下「関係庁内会議」という。）を設置するとともに、男女共同参画推進員を置く。

3 幹事は、推進会議に付議する事案等の検討及び調整を行う。

(関係庁内会議)

第4条 関係庁内会議の構成員は、座長が必要に応じて、その都度定める者とする。

2 関係庁内会議は、京都市男女共同参画計画、京都市DV対策基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援に関する計画の策定及び実施について、関係局等と相互に連携し、調整を行う。

3 関係庁内会議に座長を置く。

4 座長は男女共同参画推進課長をもって充てる。

5 座長は、会務を総理する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する構成員がその職務を代理する。

7 関係庁内会議は、座長が必要を認めるとき、随時招集する。

(男女共同参画推進員)

第5条 男女共同参画推進員は、局等の長がその所属職員のうちから推薦した者で構成し任期は当該年度末までとする。

2 男女共同参画推進員の数は、局等の組織及び所属職員数等を勘案して、別に定める。

3 男女共同参画推進員は、担当する施策及び事業の実施に当たり、男女共同参画推進員の視点の反映に努めるとともに、男女が共に働きやすい職場づくりに率先して取り組むものとする。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、文化市民局共生社会推進室男女共同参画推進担当において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

別表（幹事となる職）

総合企画局	総合政策室長
行財政局	総務部長
文化市民局	共生社会推進室長
産業観光局	産業企画室長
環境政策局	環境企画部長
保健福祉局	保健福祉部長
子ども若者はぐくみ局	はぐくみ創造推進室長
都市計画局	都市企画部長
建設局	建設企画部長
会計室	会計室長
区役所	地域力推進室長（担当区）
市会事務局	次長
選挙管理委員会事務局	次長
監査事務局	次長
人事委員会事務局	次長
消防局	総務部長
交通局	企画総務部長
上下水道局	総務部長
教育委員会事務局	総務部長
その他	議長が必要と認める職員